

家事審判手続に関する検討事項(2)

第12 本人出頭主義等

本人出頭主義等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、期日を定めて、事件の関係人を呼び出すことができるものとする。
- ② 呼出しを受けた者は、自ら出頭しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができるものとする。
- ③ 呼出しを受けた者（②のただし書により出頭することができる者を含む。）は、補佐人とともに出頭することができるものとする。ただし、弁護士でない者を補佐人とするには、家庭裁判所の許可を受けなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、いつでも③ただし書の許可を取り消すことができるものとする。

(補足説明)

本文第12は、本人出頭主義等について、基本的に現行家事審判規則第5条と同様の規律を設けることを提案するものである。

- 1 本文①及び②は、家事審判手続では、その事件の性質上、呼出しを受けた本人から直接事情を聴取しないと、事件の真相を的確に把握して妥当な判断をすることができないことから、家庭裁判所が事件の関係人を呼び出すことができるものとし、この呼出しを受けた者は、やむを得ない事由があるときを除いて、自ら出頭しなければならないものとすることを提案している。

ここにいう「事件の関係人」とは、現行家事審判規則第5条と同じく、当事者、参加人その他審判の結果について法律上又は事実上の利害関係を有する者を指す。

呼出しを受けた者は、やむを得ない事由があるときには、代理人が本人に代わって出頭することができる。ここにいう代理人とは、手続一般を代理する代理人（一般手続上の代理人）を意味し、出頭して口頭でなすべき行為についてのみ代理する代理人（出頭代理人）を意味するものではない。この点、現行家事審判規

則第5条の「代理人」は、出頭代理人を意味すると解されているが（加藤令造編『家事審判法講座第三卷調停関係』177頁〔沼邊愛一〕）、一般手続上の代理人のほか、特に出頭代理人という概念を設ける実益があるとはいえないため、出頭代理人の概念は設けないこととした。

- 2 本文③及び④は、補佐人について、現行家事審判規則第5条第2項及び第3項と同様の規律を設けることを提案している（なお、代理人に関する規律については、第7の1参照。）。

(注)

補佐人の陳述は、当事者又は代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は代理人が自らしたもののみならず（民事訴訟法第60条第3項）については、そもそも弁論主義を採らない家事審判手続においては、法的な効果を観念することができないと考えられることから、特段の規律を設けないものとするかどうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第5条 事件の関係人は、自身出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。
 - 2 弁護士でない者が前項の代理人又は補佐人となるには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。
 - 3 家庭裁判所は、何時でも、前項の許可を取り消すことができる。
- 非訟事件手続法第6条 事件ノ関係人ハ訴訟能力者ヲシテ代理セシムルコトヲ得但自身出頭ヲ命セラレタルトキハ此限ニ在ラス
 - 2 裁判所ハ弁護士ニ非スシテ代理ヲ営業トスル者ニ退斥ヲ命スルコトヲ得此命令ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 民事調停規則第8条 調停委員会の呼出しを受けた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。
 - 2 次に掲げる者以外の者を前項の代理人又は補佐人とするには、調停委員会の許可を受けなければならない。
 - 一 弁護士
 - 二 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士（同条第一項第六号ニに掲げる手続に係る事件に限る。）
 - 3 調停委員会は、いつでも、前項の許可を取り消すことができる。
- 人事訴訟法第21条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができる。
 - 2 民事訴訟法第百九十二条から第百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。
- 民事訴訟法第60条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。
 - 3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず。

第13 中断・〔受継〕

(前注)

審判事件の係属中に当事者等について死亡・資格喪失等の事由が生じたときとしては、次の各場合が考えられる。

- ① 事件自体が当然に解決し、審判事件が終了する場合（例えば、養子縁組許可、遺留分放棄許可、名の変更許可の各申立事件の係属中に申立人が死亡した場合、夫婦間の同居・協力申立事件等の係属中に当事者たる夫婦の一方が死亡した場合、子の監護に関する処分、子の氏の変更等の各申立事件の係属中に当該子が死亡した場合）
- ② 法令により手続を続行する資格のある者がいる場合（例えば、遺産分割申立事件の係属中に共同相続人の1人が死亡し、その者に当該事件の当事者以外の相続人がいる場合）
- ③ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がいる場合（例えば、後見開始申立事件の係属中に申立人たる配偶者が死亡した場合）

以下では、上記②及び③の場合について取り上げるものである（①の場合については、特に明文化を要しないこととしている。なお、①の場合であるか手続の継続が可能な場合であるかが問題となる事案もあるが、この点については、引き続き解釈にゆだねることを考えている。）。

1 中断

当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいるときであっても、当該手続は中断しないものとするด้วย、どうか。

(補足説明)

本文第13の1は、家事審判手続の中断について提案するものである。

- 1 家事審判手続においては職権探知主義が妥当し、迅速に解決すべき事案もあることにかんがみると、当事者等の死亡・資格喪失等によりすべての手続が停止し、本来、当事者の関与が予定されていない裁判所の調査嘱託等まで一切できなくなるということは、迅速処理の観点から相当ではないと考えられる。また、当事者の関与する手続は、上記事由がある場合には手続が中断しないとしても実施することはできないので、手続保障に欠けることにはならない。以上のような見地から、特に中断制度を設けないこととするを提案している。
- 2 なお、審判告知後に中断事由に相当する事由が生じた場合には、何らかの当事者が必要であることから、そのような場合には、いわゆる追完制度により対

応することを予定している（家事審判法第7条，非訟事件手続法第22条，改正後については審判行為の追完（第18の2(5)〔本部会資料・21頁〕）参照）。

（参照条文）

- 民事訴訟法第124条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。
 - 一 当事者の死亡 相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者
 - 二 当事者である法人の合併による消滅 合併によって設立された法人又は合併後存続する法人
 - 三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡若しくは代理権の消滅 法定代理人又は訴訟能力を有するに至った当事者
 - 四 次のイからハまでに掲げる者の信託に関する任務の終了 当該イからハまでに定める者
 - イ 当事者である受託者 新たな受託者又は信託財産管理者若しくは信託財産法人管理人
 - ロ 当事者である信託財産管理者又は信託財産法人管理人 新たな受託者又は新たな信託財産管理者若しくは新たな信託財産法人管理人
 - ハ 当事者である信託管理人 受益者又は新たな信託管理人
 - 五 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失 同一の資格を有する者
 - 六 選定当事者の全員の死亡その他の事由による資格の喪失 選定者の全員又は新たな選定当事者
- 2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。
- 3 第一項第一号に掲げる事由がある場合においても、相続人は、相続の放棄をすることができる間は、訴訟手続を受け継ぐことができない。
- 4 第一項第二号の規定は、合併をもって相手方に対抗することができない場合には、適用しない。
- 5 第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合にあっては、同号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。
 - 一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。
 - 二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。
- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 非訟事件手続法第22条 当事者カ其責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ即時抗告ノ期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ノ止ミタル後一週間内ニ限り懈怠シタル行為ノ追完ヲ為スコトヲ得外国ニ在ル当事者ニ付テハ此期間ハ之ヲ二月トス

2 【受継】

(1) 法令により手続を続行する資格のある者がいる場合の取扱い

法令により手続を続行する資格のある者がいる場合の取扱いについては、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には，法令により手続を続行する資格のある者は，手続の受継を申し立てることができるものとする。
- ② ①の場合には，家庭裁判所は，手続を続行する資格のある者に手続を受継させることができるものとする。

(補足説明)

本文第13の2(1)は，法令により手続を続行する資格のある者がいる場合の取扱いについて提案するものである。

この点については，手続を続行する資格のある者が当然にその手続を承継すると考えることもできるが，手続の明確性の確保という観点からは，受継決定により，裁判所が法令により手続を続行する資格のある者を確定し，当該手続を受継させるものとするのが相当であると考えられる。

(参照条文)

- 民事訴訟法第126条 訴訟手続の受継の申立ては，相手方もすることができる。
- 第127条 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には，裁判所は，相手方に通知しなければならない。
- 第128条 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には，裁判所は，職権で調査し，理由がないと認めるときは，決定で，その申立てを却下しなければならない。
- 2 判決書又は第二百五十四条第二項（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあった場合には，その判決をした裁判所は，その申立てについて裁判をしなければならない。
- 第129条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても，裁判所は，職権で，訴訟手続の続行を命ずることができる。
- 借地非訟事件手続規則第8条 当事者が死亡，破産手続開始の決定その他の理由によって手続を続行することができない場合には，法令により手続を続行する資格のある者は，手続の受継を申し立てることができる。
- 2 前項の場合には，裁判所は，手続を続行する資格のある者に手続を受継させることができる。

(2) 法令により手続を続行する資格のある者はいないが，別に申立権者がいる場合の取扱い

法令により手続を続行する資格のある者はいないが，別に申立権者がいる場合の取扱いについては，以下のとおりとすることで，どうか。

- ① 申立人が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には，法令により当該事件について申立てをすることができる者は，当該事由が生じた日から一定期間内に審判手続の受継を申し立てることができるものとする。

- ② 家庭裁判所は、①の場合において必要があると認めるときは、①の期間内に、法令の規定により当該事件について申立てをすることができる者に手続を受継させることができるものとする。

(補足説明)

本文第13の2(2)は、法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がいる場合の取扱いについて提案するものである。

この点については、その申立権者が当該審判手続を受継し、それまでの資料を引き継げるものとするのが、手続経済上の観点からも事件の迅速な解決という観点からも相当であると考えられることから、現行家事審判規則第15条の規律を維持することを提案している。なお、審判があった後に申立人の死亡等の事由が生じた場合には、即時抗告によって対応することを想定している。

(注)

受継の申立てが可能な期間について（例えば、①の事由が生じた日から1か月以内とするなど）、どのように考えるか。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条 申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によつて手続を続行することができない場合には、法令によりその申立をする資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。
- 2 家庭裁判所は、前項の場合において必要があると認めるときは、その申立をする資格のある者に手続を受継させることができる。

第14 中止

中止について、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 家庭裁判所は、終局審判の前提となる権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、家事審判手続を中止することができるものとする。
- ② 天災その他の事由によって家庭裁判所が職務を行うことができないときは、家事審判手続は、その事由が消滅するまで中止するものとする。
- ③ア 当事者が不定期間の故障により家事審判手続を続行することができないときは、家庭裁判所は、審判で、その中止を命ずることができるものとする。
- イ 家庭裁判所は、③アの審判を取り消すことができるものとする。
- ④ 家事審判手続の中止があったときは、期間は、進行を停止するものとする。この場合においては、家事審判手続の続行の時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

(補足説明)

本文第14は、手続の中止について、借地非訟事件手続規則第12条及び民事訴訟法第130条等と同様の規律を設けるか否かについて検討することを提案するものである。

前提となる権利関係に争いがあるときは、手続の明確性という観点からこのような規律を設けた方がよいとも考えられるが（特に遺産分割審判の前提となる法律関係について訴訟が係属した場合）、他方で、事実関係の変動により、当初の事件記録中に続行後にも利用できる資料がほとんどないこともあり、明文で中止の規律を設ける実益に乏しいことや、事案に応じた対応は、規律を設けなくても運用において可能であるという観点から、特に明文の規律を設ける必要はないとも考えられる。

(参照条文)

- 民事訴訟法第130条 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。
- 第131条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。
 - 2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができる。
- 第132条 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっても、することができる。
 - 2 訴訟手続の中断又は中止があったときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。
- 借地非訟事件手続規則第12条 裁判所は、借地権の目的の土地に関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、法第四十一条の事件の手続を中止することができる。
 - 2 前項の規定は、法第四十一条の事件について民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停事件が係属する場合に準用する。

第15 送達

送達については、民事訴訟法第98条から第113条と同様の規律とすることで、どうか。

(補足説明)

本文第15は、送達について、民事訴訟法と同様の規律とすることを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第98条 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権です。
 - 2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。
- 第99条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。
 - 2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

第100条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることができる。

第101条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

第102条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

第103条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

第104条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があった場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達 その送達をした場所

二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所

三 第百七条第一項第一号の規定による送達 その送達においてあて先とした場所

第105条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかでない者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

第106条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

第107条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

- 一 第百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所
- 二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所
- 三 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所にあてて、書留郵便等に付して発送することができる。

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があったものとみなす。

第108条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

第109条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

第110条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。

- 一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 第百七条第一項の規定により送達をすることができない場合
- 三 外国においてすべき送達について、第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
- 四 第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。

3 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権とする。ただし、第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第111条 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第112条 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第百十条第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

3 前二項の期間は、短縮することができない。

第113条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達された書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第百十一条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

第16 申立てその他の申述の方式及び申立書等の記載事項（通則）

（注）

申立てその他の申述の方式及び申立書等の記載事項については、民事訴訟規則第1条及び第2条と同様に、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができるものとする。
- ② 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならないものとする。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印をしなければならないものとする。
- ③ 当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。
 - a. 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
 - b. 事件の表示
 - c. 附属書類の表示
 - d. 年月日
 - e. 裁判所の表示
- ④ ③にかかわらず、当事者又は代理人からその住所を記載した③の書面が提出されているときは、以後家庭裁判所に提出する③の書面については、これを記載することを要しないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第3条 申立その他の申述は、書面又は口頭でこれを行うことができる。
 - 2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述しなければならない。この場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。
- 非訟事件手続法第8条 申立及び陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
 - 2 口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ
 - 3 前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
- 民事訴訟規則第1条 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。
 - 2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印しなければならない。第2条 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。
 - 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
 - 二 事件の表示
 - 三 附属書類の表示
 - 四 年月日
 - 五 裁判所の表示
- 2 前項の規定にかかわらず、当事者又は代理人からその住所を記載した同項

の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これを記載することを要しない。

第17 家事審判事件の申立て

1 申立ての方式

申立ての方式については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家事審判事件の申立ては、書面でしなければならないものとする。
- ② 申立書には、次の事項を記載しなければならないものとする。
 - a. 当事者及び法定代理人
 - b. 申立ての趣旨及び理由

(補足説明)

第17の1は、家事審判事件の申立ての方式について提案するものである。

- 1 本文①は、口頭による申立てを許すと、事実が未整理のまま主張されたり、必要な事実の主張が漏れたりすることは避けられず、申立て後の釈明や補正が必要となり、審理が遅延するおそれがあること、書面の作成が困難な場合には、裁判所の窓口での教示や、裁判所書記官等が代筆して申立人の署名押印を求めるいわゆる準口頭申立てで対応することもできることから、審判事件の申立ては、書面でなければならないものとすることを提案している。
- 2 本文②は、本文①の書面に記載すべきもの（必要的記載事項）について提案している。
 - (1) 調停をすることができる事項についての審判事件において、だれを相手方にするべきであるのかについては、申立人において把握すべきであり、また、通常はそれを把握することが可能であることから、本文②a. では、申立人に加え、相手方も必要的記載事項とする（「当事者」は、両者を含む趣旨で用いている。）ことを提案している。
 - (2) 本文②b. は、申立ての内容を明らかにするために、申立ての趣旨及び申立ての理由を必要的記載事項とすることを提案している。なお、申立書の審査及び申立ての却下の規律を設けることを前提に、ここにいう「申立ての理由」とは、申立ての趣旨とあいまって申立ての内容を特定するのに必要な事項をいい、その記載がなければ却下されるものであることを前提としている。
 - (3) なお、必要的記載事項ではないが上記以外に記載すべき事実（例えば、申立ての動機や紛争の経過）に関する規律や、証拠等として申立書に添付すべき書類に関する規律等は、最高裁判所規則に定めることが考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第2条 申立をするには、その趣旨及び事件の実情を明かにし、証拠書類がある場合には、同時に、その原本又は謄本を差し出さなければならない。
- 非訟事件手続法第9条 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
 - 一 申立人ノ氏名、住所
 - 二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名、住所
 - 三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事実
 - 四 年月日
 - 五 裁判所ノ表示
- 2 証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ
- 民事訴訟法第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
 - 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 請求の趣旨及び原因
- 借地非訟事件手続規則第17条 法第四十一条の事件の申立ては、書面によつてしなければならない。
 - 2 申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 申立人及び相手方の氏名、住所
 - 二 代理人によつて申立てをするときはその氏名、住所
 - 三 申立ての趣旨及び理由
 - 四 借地契約の内容
 - 五 申立て前にした当事者間の協議の概要
 - 六 年月日
 - 七 裁判所の表示
 - 3 申立書には、相手方の数と同数の副本を添附しなければならない。
 - 4 法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、建物を競売又は公売によつて買い受けた事実及び建物の代金を支払った日を証する書面を申立書に添付しなければならない。
 - 5 借地契約書その他の証拠書類があるときは、その写しを申立書に添附しなければならない。

2 家事審判事件の申立ての併合

数個の家事審判事件を一つの申立てですることができるものとする
 で、どうか。

(補足説明)

本文第17の2は、家事審判事件の申立ての併合について提案するものである。なお、規律を設けるか否かにかかわらず、裁判所の判断で手続の併合・分離をすることができるものとする規律（第18の5参照）を設けること、一つの申立てでしたとしても、数個の家事審判事件であることは変わらず、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第1第15項及び同項の2に掲げる額の申立ての手数料は、事件の個数に応じて納付しなければならないことを想定している。また、家事審判事件が公益性等を重視して原則として専属管轄を定めている趣旨に照らし、併合管轄の

規律（民事訴訟法第7条参照）は総則においては設けず、各論において個別に規定を検討することを考えている。

（参照条文）

- 民事訴訟法第136条 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えであることができる。

3 裁判長の申立書審査権及び補正命令

裁判長の申立書審査権及び補正命令については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家事審判事件の申立書が、第17の1②の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。
- ② 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならないものとする。

（補足説明）

本文第17の3は、裁判長の申立書審査権及び補正命令について、民事訴訟法第137条と同様の規律を設けることを提案するものである。

（注）

申立書の却下の命令は終局裁判であるから、民事訴訟法と同様に、これに対して即時抗告をすることができるものとするのが考えられる。他方で、申立て却下の審判に対して即時抗告が認められていないものについてまで、申立書の却下の命令に不服申立てができることとするのは、法規範としてバランスを失すとも考えられる。

そこで、申立ての却下に対して即時抗告が認められているものに限り、申立書の却下に対しても即時抗告をすることができるのが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

（参照条文）

- 民事訴訟法第137条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。
 - 2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

- 3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 破産法第21条 前条第一項の書面（以下この条において「破産手続開始の申立書」という。）に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる処分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。
- 2 前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 3 第一項の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。
- 4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- 5 裁判所は、第三項の異議の申立てがあった場合において、破産手続開始の申立書に第一項の処分において補正を命じた不備以外の不備があると認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該不備を補正すべきことを命じなければならない。
- 6 第一項又は前項の場合において、破産手続開始の申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、破産手続開始の申立書を却下しなければならない。
- 7 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

4 事件係属の通知等

事件係属の通知等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、調停をすることができる事項についての審判事件においては、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかかな場合を除き、事件が係属したことを遅滞なく相手方に通知しなければならないものとする。
- [② 第17の3の規律（裁判長の申立書審査権及び補正命令）は、事件の係属の通知をすることができない場合について準用する。]

（補足説明）

本文第17の4は、家事審判事件の事件係属の通知等について提案するものである。なお、ここでは、当初から審判の申立てをした場合を前提にしており、調停が先行した場合には、調停不成立の通知（現行家事審判規則第141条参照）で足りるものと考えられる。

- 1 家事審判手続においても、調停をすることができる事項についての審判事件については、相手方の手続保障の観点から、事件が係属したことを何らかの形で知らせる必要がある。その知らせる方法については、申立書の写しを送付することが考えられるが、家事審判事件においては、当事者間に感情的なもつれがあることが多く、申立書の写しをそのまま送付することは、かえって感情的対立を深めたり、無用の誤解を招き、紛争の解決を困難にするおそれもある。そこで、裁判

所は適宜の方法で事件係属の通知をすることとするのが相当であると考えられる。もちろん、事案によりこのような弊害が想定されない場合も考えられるので、そのような場合には、申立書の写しを送付することにより事件係属の通知をすることは妨げられない。

- 2 事件係属の通知の時期については、裁判所が申立ての内容の記載に不備がある場合などに当事者に補正・補充させた上で通知するのが相当であることを考慮し、遅滞なく通知するものとしている。

(注)

当事者以外の審判を受ける者についても、手続保障の観点から、事件の係属を知らせた方がよい場合があると考えられる。他方で、常に事件係属後遅滞なく通知を要するとすると、申立ての却下又は取下げが見込まれる場合等に、適切な運用をすることが困難となる。

そこで、事案の性質に応じた柔軟な対応を可能とするために、特に時期を限定せず、家庭裁判所は、知れたる審判を受ける者に対し、相当と認めるときは、事件の係属を通知するものとするのが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(参照条文)

- 民事訴訟法第138条 訴状は、被告に送達しなければならない。
2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合（訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。
- 労働審判規則第10条 裁判所は、法第六条の規定により労働審判手続の申立てを却下する場合を除き、前条第四項の規定により提出された申立書の写し及び証拠書類の写し（これとともに提出された証拠説明書を含む。）を相手方に送付しなければならない。ただし、労働審判手続の期日を経ないで法第二十四条第一項の規定により労働審判事件を終了させる場合は、この限りでない。
- 借地非訟事件手続規則第19条 裁判所は、前条の場合を除き、第十七条第三項の申立書の副本を相手方に送達しなければならない。
- 家事審判規則第141条 第三百三十八条又は第三百三十八条の二の規定により事件が終了したとき、又は法第二十五条第二項の規定により審判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 家事審判事件の申立ての変更

家事審判事件の申立ての変更については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は理由の変更は、書面で行わなければならないものとする。

る。

- ③ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更の申立てが不適法であると認めるときは、その変更を許さない旨の審判をしなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更により著しく審判手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さないことができるものとする。
- ⑤ ③及び④の裁判に対しては、独立して不服を申し立てることができないものとする。

(補足説明)

本文第17の5は、家事審判事件の申立ての変更について、手続経済の観点から、民事訴訟法第143条と同様の規律を設けることを提案するものである。

なお、「申立ての基礎に変更がない限り」については、民事訴訟の「請求の基礎に変更がない限り」と同様に、申立てに係る権利関係の根底をなす事実が共通するかどうか、あるいは、変更後もそれまでの証拠資料を審理に利用できるかどうかといった観点から判断することを前提としている。また、申立ての交換的変更については、後述の申立ての取下げの要件（第17の6(1)参照）と関連して、取下げができる場合には可能であるが、できない場合には追加的変更になると考えられる。

家事審判手続では、訴訟手続とは異なり、家庭裁判所が事実の探知について責任を負っており、後見的な役割を果たすことも期待されていることからすると、家事審判事件の申立ての変更により著しく家事審判手続を遅延させることとなると認めるときであっても、当該家庭裁判所が当該家事審判手続で審理をすべき場合もあると考えられる。そこで、本文④は、民事訴訟法第143条第1項ただし書、第4項と異なり、家事審判事件の申立ての変更により家事審判手続を遅延させることとなると認めるときであっても、その変更を許すかどうかは、家庭裁判所の裁量にゆだねるものとすることを提案している。

なお、民事訴訟手続と同様に、③及び④の裁判は独立の不服申立ての対象とはならないことを前提としている。

(注)

- 1 仮に、調停をすることができる事項についての審判事件に審理の終結制度(第18の6参照)を導入する場合には、申立ての変更は、審理の終結に至るまでできるものとするので、どうか。
- 2 選定当事者制度(第6の2〔部会資料8・19頁])を導入する場合には、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 第6の2③の規定による申立人となるべき者の選定があった場合には、その者は、その選定者のために申立てを追加することができるものとする。
- ② 第6の2③の規定による相手方となるべき者の選定があった場合には、申立人は、その選定者に係る申立てを追加することができるものとする。
- ③ 第17の6②から⑤までの規律は、①及び②についても妥当するものとする。

(参照条文)

- 民事訴訟法第143条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
 - 2 請求の変更は、書面で行わなければならない。
 - 3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。
 - 4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。
- 第144条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があった場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができる。
 - 2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があった場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。
 - 3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

6 家事審判事件の申立ての取下げ

(1) 終局審判前の申立ての取下げの要件

終局審判前の申立ての取下げについては、申立人は、終局審判があるまで、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第17の6(1)は、終局審判前の申立ての取下げの要件について提案するものである。

家事審判事件は、原則として申立てによって開始し、申立てをするかどうかは申立人の自由であるから、その取下げも、原則として自由にすることができると考えられる。

なお、事件類型により、取下げを認めるべきでないもの、本文の規律よりも取下げを制限すべきものも考えられるが、この点については、各論において個別に規律することを検討している。

(注)

調停をすることができる事項についての審判事件において、相手方に事件係属の告知がされた後（調停が先行していた場合には、調停不成立の通知後）にあつ

ては、当該相手方の同意を得なければ取下げの効力は生じないものとする
ことについて、どのように考えるか。

この点については、相手方が審判係属を知った後には、審判を得ること
につき相手方に利益がある場合も想定され得ることから、取下げには相手
方の同意を要すべきとも考えられるが、他方で、相手方が手続にまったく
関与しようとしななど相手方の利益を考慮することが疑問に思われる場
合や、事件係属の通知後に相手方が所在不明となって同意を得ることが
できない場合もあり得ることから、相手方の同意を要するとの明文の規
律は設けない方がよいとも考えられる。

(2) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

終局審判後確定前の申立ての取下げの要件については、次のような
考え方があるが、どのように考えるか。

A案 申立人は、終局審判があった後は、申立てを取り下げることが
できないものとする。ただし、調停をすることができる事項について
の審判事件において、当該申立ての取下げにつき相手方の同意がある
場合は、この限りでないものとする。

B案 申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に
限り、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

(補足説明)

本文第17の6(2)は、終局審判後確定前の申立ての取下げの要件につ
いて検討することを提案するものである。

この点については、審判が意に沿わないものであることを理由に取り
下げるといった濫用のおそれや、終局審判に至るまでの裁判所及び他
の当事者等の労力が無駄になること等にかんがみれば、原則としてこ
れを許さないものとするのが相当であると考えられる。

その上で、A案は、家事事件に関する限りは、調停をすることができる
事項についての審判事件において当事者間に取下げの同意がある場合
に、さらに裁判所の許可を要件とする必要性は見出し難いと考えられ
ることから、この場合を除外することとするものである。

B案は、調停をすることができる事項についての審判事件以外であ
っても、取下げを認めてよい事案もあり得ることを前提に、そのよう
な場合も含めて、取下げを裁判所の許可にかからしめることにより柔
軟な対応を可能とすることとするものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第261条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。
- 2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。
- 3 訴えの取下げは、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）においては、口頭であることを妨げない。
- 4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）はその期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。
- 5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の謄本の送達があった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(3) 取下げの方式及び効果

家事審判手続の申立ての取下げの方式及び効果については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 申立ての取下げは、審問期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。
- ② 家事審判事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

(補足説明)

本文第17の6(3)は、家事審判事件の申立ての取下げの方式及び効果について提案するものである。

- 1 本文①は、申立ての取下げが手続の終了にかかわる重要な事項であることから、審問期日においてする場合を除き、書面でなければならないものとすることを提案している。
- 2 本文②は、家事審判事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとすることを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第262条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。
- 2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

第18 審理手続

1 家庭裁判所及び当事者の責務

家庭裁判所は、家事審判手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事審判手続を迫行しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

本文第18の1は、家庭裁判所及び当事者の責務について、民事訴訟法第2条と同様の規律を設けることを提案するものである。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第2条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を迫行しなければならない。

2 期日及び期間

期日及び期間については、以下のとおりとすることで、どうか。

(1) 期日の指定

- ① 期日は、職権で、裁判長が定めるものとする。
- ② 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許すものとする。

(2) 期日の呼出し

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。

(3) 期間の計算

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。

- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

(4) 期間の伸縮及び付加期間

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。
- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

(5) 審判行為の追完

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき非訟行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、2月とするものとする。
- ② ①の期間については、本文(4)①本文の規律は、適用しないものとする。

(補足説明)

本文第18の2は、期日及び期間について、基本的に民事訴訟法と同様の規律とすることを提案するものである。なお、家事審判手続においては、最初の期日とその後の期日を区別する特段の理由はなく、迅速処理の観点から当事者の意向のしんしゃくは裁判所の判断にゆだねるのが相当であることから、期日の変更に関する民事訴訟法第93条第3項ただし書の規定は除外することとしている。また、期日及び期間に対しては、不服を申し立てることができないものとするを前提としている。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第10条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及び鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス
- 民事訴訟法第93条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。
 - 2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。
 - 3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。
 - 4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 第94条 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第95条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

第96条 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない。

2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

第97条 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

2 前項の期間については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

3 手続の非公開

手続の非公開については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所の審判及び調停の手続は、これを公開しないものとする。ただし、家庭裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

(補足説明)

本文第18の3は、非公開主義についての提案である。家事事件においては、その性質上、家庭内の秘密を保持する必要があるので、手続を公開するのは好ましいことではないなどの理由から、現行家事審判規則第6条の規律を維持するのが相当であると考えられる。

(参照条文)

○ 家事審判規則第6条 家庭裁判所の審判及び調停の手続は、これを公開しない。ただし、家庭裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

4 審問期日

(1) 裁判長の手続指揮権

裁判長の手続指揮権については、以下のとおりとすることで、どうか。

① 審問期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。

- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が、審問期日における手続の指揮に関する裁判長の裁判に対し、異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。
- ④ ③の裁判に対しては、独立して不服を申し立てることができないものとする。

(補足説明)

本文第18の4(1)は、裁判長の手続指揮権について、民事訴訟法第148条及び第150条と同様の規律を設けることを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第148条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。
第150条 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。
- 家事審判規則第4条の4 審判の期日における手続は、裁判長が指揮する。

(2) 必要的・任意的審問

必要的・任意的審問については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

A案 調停をすることができる事項についての審判事件においては、家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

B案 調停をすることができる事項についての審判事件においては、家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、当事者の陳述を聴く審問期日を経なければ審判をすることができないものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第18の4(2)は、調停をすることができる事項についての審判事件における審問の在り方について検討することを提案するものである。

- 1 A案は、調停をすることができる事項についての審判事件においては、当事者の手続保障を確保する必要があるが、他方で、書面のやり取りで足りる場合や、調停において既に攻撃防御が十分に尽くされている場合もあることから、必ずしも審問期日を開くことまでは要せず、当事者からの陳述を聴くことを義務付けることにより、手続保障を図ることとするものである。
- 2 B案は、調停をすることができる事項についての審判事件は、争訟的性格が強く、当事者に攻撃防御を十分に尽くさせる必要があり、調停が先行していたとしても、調停と審判とは性質を異にし、裁断作用である審判を行う家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合、申立てに理由がないことが明らかの場合及び緊急を要する場合を除き、審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことを要するとするものである。
- 3 なお、いずれの案でも、家事審判規則により関係者からの陳述を義務付けられている類型の家事審判事件（例えば、満15歳以上の子の監護者の指定その他子の監護に関する審判事件における、子の陳述聴取（家事審判規則第54条参照））において、その事件の申立てが明らかに不適法等の場合には、その関係者から陳述を聴くことを要せず、直ちに申立てを却下することができることを前提としている。
- 4 審判を受ける者等に関する必要的審問の規律については、各論において個別に規律することを考えている。

(参照条文)

- 借地借家法第45条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聴かなければならない。
2 (略)
- 民事訴訟法第87条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。
2 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。
3 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。
- 民事保全法第29条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

(3) 当事者の立会権

当事者の立会権について、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

調停をすることができる事項についての審判事件において、家庭裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調

査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができるものとする。ただし、当該他の当事者が当該審問に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第18の4(3)は、調停をすることができる事項についての審判事件における当事者の審問（ここでは、その内容が裁判資料となる場合を指す。）立会権について検討することを提案するものである。

- 1 この点については、調停をすることができる事項についての審判事件は、争訟的性格が強く、当事者に攻撃防御を十分に尽くさせる必要があると考えられるが、他方で、当事者の要保護性や秘密性の確保、円滑かつ柔軟な手続の実現という観点からは、一定の例外も設ける必要があると考えられる。そこで、両要請の調和という見地より、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除いて、当事者に審問の立会権を認めるものとするのが考えられる。
- 2 なお、当事者に審問の立会権を認めると、たとえ一定の例外事由を設けたとしても、なお実務上支障が生じるおそれがあるとして、このような明文の規律を設けないことも考えられる。

(参照条文)

- 民事訴訟法第187条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。
 - 2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。
- 借地借家法第45条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聴かなければならない。
 - 2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。
- 人事訴訟法第33条 (略)
 - 4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 5 (省略)

(4) 電話会議システム及びテレビ会議システム

家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（電話会議システム及びテレビ会議システ

ム)によって、審問期日における手続を行うことができるものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

本文第18の4(4)は、当事者が遠隔地に居住しているような場合に、当事者が期日に出頭することは時間的にも経済的にも相当の負担となることから、当事者の負担の軽減等を図るために、審問期日においても、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用することができるものとすることを提案している。なお、当事者双方ともに裁判所に出頭することができない場合であっても、電話会議システム等を利用することができるものとすることを考えている。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第170条 (略)

3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

(5) その他

(注)

調停をすることができる事項についての審判事件についても、簡易に処理すべき場合もあることから、家庭裁判所は、審問をする場合には、受命審判官にこれを行わせることができるものとする。どうか。

(参照条文)

○ 民事訴訟法88条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

5 手続の分離・併合

手続の分離・併合については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

(補足説明)

本文第18の5は、手続の分離又は併合について、民事訴訟法第152条と同様の規律を設けることを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第152条 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
2 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。
- 労働審判規則第23条 労働審判委員会は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
2 労働審判委員会は、手続の併合を命ずるときは、あらかじめ当事者の意見を聴かなければならない。
- 借地非訟事件手続規則第11条 裁判所は、手続の分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

6 審理の終結

審理の終結については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 裁判長は、調停をすることができる事項についての審判事件においては、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、終結した審理の再開を命ずることができるものとする。

(補足説明)

本文第18の6は、調停をすることができる事項についての審判事件において、審理の終結に関する規律を設けることを提案するものである。

この点については、当事者に裁判資料の提出時期及び裁判資料の範囲を明らかにし、十分に攻撃防御を尽くさせることができるように、審理の終結に関する規律を設けることが相当であると考えられる。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第147条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。
2 権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があったときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければ

ばならない。

3, 4 (略)

第153条 第百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

2～4 (略)

- 借地借家法第47条 裁判所は、審理を終結するときは、審問期日においてその旨を宣言しなければならない。
- 労働審判法第19条 労働審判委員会は、審理を終結するときは、労働審判手続の期日においてその旨を宣言しなければならない。
- 民事訴訟法第153条 裁判所は、終結した口頭弁論の再開を命ずることができる。

7 審判日

審判日については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

A案 調停をすることができる事項についての審判事件において、審判は、審理の終結の日から〔2月〕以内にしなければならないものとする。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでないものとする。

B案 調停をすることができる事項についての審判事件において、審理を終結した場合は、当事者に審判日を告知するものとする。

(補足説明)

本文第18の7は、審判日について検討することを提案するものである。

この点については、審判の迅速処理・遅延防止のため、また審判を待つ当事者のため、調停をすることができる事項についての審判事件においては、何らかの形で時間的な見通しに関する指針を示しておく必要があると考えられる。

その方法として、A案は、民事訴訟法第251条と同様に、審理の終結の日から〔2か月〕以内に審判するものとしつつ、一定の場合を例外とする旨の訓示規律を設けるものとすることを提案している。

B案は、審理を終結した場合に、裁判所が審判日を告知するものとすることを提案している（この場合であっても、告知した審判日を変更することは可能である。）。

(参照条文)

- 民事訴訟法251条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。
- 2 (略)

第19 事実の調査及び証拠調べ等

1 職権探知主義

職権探知主義について、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、職権で又は申出により必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。

(補足説明)

本文第19の1は、家事審判手続における職権探知主義を維持し、職権による事実の調査及び証拠調べを認めることを前提として、証拠調べについて当事者に申出権を認めるか否かにつき検討することを提案するものである。

この点については、当事者は審判の結果につき重大な利害関係を有するのであるから、証拠調べについても申出権を認めることが考えられる。他方で、証拠調べについての審判に対しては不服を申し立てることができない以上、新たに家庭裁判所に応答義務を課することに、どれほどの意味があるのか（負担とコストの増加のみを招くおそれ）という観点からすれば、従前の規律を維持することも考えられる。

(注)

家庭裁判所は、調停をすることができる事項についての審判事件において、当事者が主張しない事実をしんしゃくする場合や、職権による証拠調べをした場合に、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならないものとする（人訴法第20条後段参照）については、そもそも「主張しない事実」という概念が職権探知主義を採る家事審判手続になじまないこと、手続保障については他の規律（例えば、事実の調査をした旨の告知、記録の閲覧謄写、審理の終結概念の導入）により対応し得ると考えられることから、同様の規律を設ける必要はないと考えられるが、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第7条 家庭裁判所は、職権で、事実の調査及び必要があると認める証拠調べをしなければならない。
2～6 (略)
- 非訟事件手続法第11条 裁判所ハ職権ヲ以テ事実ノ探知及ヒ必要ト認ムル証拠調ヲ為スヘシ
- 人事訴訟法第20条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならない。
- 行政事件訴訟法第24条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。
- 借地借家法第46条 裁判所は、職権で事実の探知をし、かつ、職権で又は申出により必要と認める証拠調べをしなければならない。

- 2 (略)
- 労働審判法第17条 労働審判委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。
- 2 (略)
- 民事調停規則第12条 調停委員会は、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調べをすることができる。
- 2～5 (略)

2 家庭裁判所調査官による事実の調査

家庭裁判所調査官による事実の調査については、以下のとおりとする
 とで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ② 急迫の事情があるときは、裁判長が、①に規定する事実の調査をさせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
- ④ ③の規定による報告には、意見を付けることができるものとする。

(補足説明)

本文第19の2は、家庭裁判所調査官による事実の調査について、現行家事審判規則第7条の2と同様の規律を設けることを提案するものである。

なお、家庭裁判所調査官の期日出席及び意見陳述（家事審判規則第7条の4）、社会福祉機関との連絡その他の措置（同規則第7条の5）、医師たる裁判所技官による診断（同規則第7条の6第1項及び同条第2項において準用する同規則第7条の2第2項から第4項まで）並びに医師たる裁判所技官の期日出席及び意見陳述（同規則第7条の7において準用する同規則第7条の4）についても、現行の規律を維持することを予定している。

(参照条文)

- 家事審判規則第7条の2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。
- 2 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項に規定する事実の調査をさせることができる。
- 3 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告には、意見をつけることができる。
- 第7条の4 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。
- 2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

第7条の5 家庭裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

2 第7条の二第二項の規定は、前項の措置について準用する。

第7条の6 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

2 第7条の二第二項から第四項までの規定は、前項の診断について準用する。

第7条の7 第7条の四の規定は、医師たる裁判所技官に準用する。

3 調査の囑託等

家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第19の3は、調査の囑託等について、現行家事審判規則第8条と同様の規律を設けることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

4 証拠調べ

証拠調べについては、以下の各規定を除き、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定と同様の規律とするものとする。どうか。

【除外規定】

- ① 証明の要否に関する規定（第179条）
- ② 尋問の順序に関する規定（第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで、第215条の4ただし書）
- ③ 当事者本人尋問の補充性の規定（第207条第2項）
- ④ いわゆる真実擬制に関する規定（第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）、第229条第4項）
- ⑤ 集中証拠調べの規定（第182条）

- ※⑥ 裁判所外における証拠調べ中他の裁判所への嘱託等に関する規定（第185条）及び調査の嘱託（第186条）
- ※⑦ 参考人等の審尋の規定（第187条）
- ※⑧ 疎明の規定（第188条）
- ※⑨ 過料の裁判の執行の規定（第189条）

（補足説明）

本文第19の4は、証拠申出権（前出）以外の点についての、証拠調べの規律について提案するものである。

- 1 現行の家事審判手続では、民事訴訟法所定の各種証拠調べができるものと解する見解が一般的であり、特にこれを制限する必要はないと考えられることから、基本的には民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定と同様の規律を設けることを提案している。
- 2 除外規定の①から④までは、職権探知主義をとる家事審判手続の性質に反するものと考えられ、⑤は、争点及び証拠の整理手続が予定されていない家事審判手続においては、証拠調べを集中して行う基礎に欠け、⑥から⑧までは、別途規定を検討し、⑨は、非訟事件手続法第四編の規定を準用することを想定している。
なお、第19の1で当事者に証拠調べの申出権はないこととした場合には、この点に関する各種規定（民事訴訟法第180条、第181条第1項等）も、除外されることとなる。
- 3 本文は、家事審判事件における証拠調べについては、広い意味での職権探知の一方式ではあるが、事実の探知としての審問と異なり、証拠調べによる場合には厳格な証明による事実認定の公平さや証拠の信憑性を保障し、当事者に積極的に真実発見に関与する機会を与えるべきであるとして、原則として立会権、尋問権を含む民事訴訟法の規定と同様の規律を設けるべきであるという考え方に基づいている。

（注）

- 1 文書提出命令について、当事者がこれに従わなかった場合等、上記④の真実擬制に代えて当該当事者に過料の制裁を科すことができるものとする規律を設けることで、どうか（なお、現行法にも、不出頭者に対する過料の制裁の規定（家事審判法第27条）がある。）。
- 2 調停をすることができる事項についての審判事件において、裁判の資料となる書類を提出するときは、申立人又は相手方に対し、当該書類を直送しなければならないものとするについては、家事審判手続では、書類の記載内容の秘密性について特段の配慮が必要な場合があること（例えば、子の監護者変更申立事件

において、託児所の職員や近隣住民から事情を聴き取った場合の当該託児所の職員等の個人情報)、民事訴訟等と比較して弁護士が代理人に選任される件数が少なく、当事者に直送を要求することは實際上困難ではないかと考えられることから、書類の直送に関する規律は設けないものとするので、どうか。

なお、仮に設けるとしても、この点は規則事項とすることが考えられる。

(参照条文)

- 家事審判規則第7条 (略)
 - 6 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な理由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過料に処する。
- 非訟事件手続法第10条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及び鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス
- 人事訴訟法第19条 人事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第一百五十七条、第一百五十七条の二、第一百五十九条第一項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条、第二百二十九条第四項及び第二百四十四条の規定並びに同法第一百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。
- 借地借家法第46条 (略)
 - 2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 労働審判法第17条 (略)
 - 2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 民事調停規則第12条 (略)
 - 5 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 民事訴訟法第179条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。
 - 第180条 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。
 - 2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。
 - 第181条 裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないとするものは、取り調べることを要しない。
 - 2 (略)
 - 第182条 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
 - 第183条 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。
 - 第187条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。
 - 2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。
 - 第188条 疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。
 - 第189条 この章の規定による過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
 - 2 過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。
 - 3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律百三十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第202条 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序である。

2 裁判長は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第206条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二条第三項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

第207条 （略）

2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人の尋問をする。ただし、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

第208条 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

第210条 第九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

第215条の2 （略）

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定申出をした当事者、他の当事者の順序である。

3 裁判長は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第215条の4 受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百五条の二第四項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

第224条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

第229条 （略）

2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

3 （略）

4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。

5～6 （略）

第232条 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条

及び第二百二十七条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。
2～3 (略)

5 当事者の事案説明協力

当事者は、当該家事審判事件における事案の説明に努めなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第19の5は、当事者の事案説明協力について提案するものである。

- 1 家事審判手続では、職権探知主義が採用されており、裁判所は真実に基づく事案解決に向け、職権探知義務を負っていると解されるが、家庭内の事情等、審判の前提として不可欠な事実について当事者の協力を待たなければ真実の究明が困難となる場合や、当事者による裁判資料の収集・提出を期待する方が合理的な場合も多い。そこで、効率的かつ迅速に事案を説明することができるように、当事者には事案の説明に努めなければならないものとすることを提案している。
- 2 なお、裁判所が職権探知義務を負っていたとしても、当事者が容易に資料を入手・提出できる場合など、当事者による資料の収集・提出を期待するのが合理的である場合に、当該当事者が当該資料を提出しないときは、そのため当該当事者に有利な事情が認められないこととなっても、裁判所は、探知義務を尽くしたものとして、更に職権により資料の収集を行わないこととすることも許されると考えられる。

(参考)

ドイツ改正法第27条 関係人の協力

- (1) 関係人は、事実の調査に協力するよう努めなければならない。
- (2) 関係人は、事実の陳述を、完全にかつ真実に従ってしなければならない。

6 自由心証主義

家庭裁判所は、審判をするに当たり、審判手続の全趣旨並びに事実の調査及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実を認定するものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第19の6は、自由心証主義について、民事訴訟法第247条と同様の規律を設けることを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第247条 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

7 疎明

疎明は、即時に取り調べることができる証拠（資料）によってしなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第19の7は、疎明について、民事訴訟法第188条と同様の規律とすることを提案するものである。なお、現行法上、疎明が問題となるのは、審判前の保全処分に関する審判等（家事審判法第15条の3、家事審判規則第15条の2第2項並びに同規則第15条の3第3項及び第4項）がある。今後の改正により、そのほかに疎明に関する規律を必要とする場合が生じることも考えられる（例えば、記録の閲覧に関する利害関係の疎明等）。

(参照条文)

- 民事訴訟法第188条 疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。
 - 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。
 - 2 前項の規定による審判（以下「審判前の保全処分」という。）が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。
 - 3 前二項の規定による審判は、疎明に基づいてする。
(略)
 - 家事審判規則第15条の2 審判前の保全処分の申立てをするときは、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしなければならない。
 - 2 前項の申立てをした者は、第七条第一項の規定にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。
(略)
- 第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
 - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
 - 3 前項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復の困難な損害が

生ずべきことについて疎明があつたときは、高等裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができる。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は前項の疎明について、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四条の規定は前項の担保について準用する。

8 他の裁判所への嘱託等

他の裁判所への嘱託等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査又は証拠調べを嘱託することができるものとする。
- ② ①に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査又は証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に事実の調査又は証拠調べの嘱託をすることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じて事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ 合議体の構成員が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その家事審判官が行うものとする。

(補足説明)

本文第19の8は、他の裁判所への嘱託等について、現行家事審判規則第7条第2項、第3項及び第5項の規律を維持するものとしつつ、嘱託を受けた裁判所が他の裁判所に更に嘱託する旨を非訟事件手続においても明文化することから、家事審判手続においても、同様の規定を設けることを提案するものである。

なお、現行家事審判規則第7条第4項に相当する規定を設ける場合には、同規定は、規則事項であると考えられる（民事訴訟規則第31条第1項参照）。

(参照条文)

- 家事審判規則第7条（略）
 - 2 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査又は証拠調べを嘱託することができる。
 - 3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じて事実の調査をさせることができる。
 - 4 合議体の構成員に事実の調査をさせる場合には、裁判長がその家事審判官を指定する。
 - 5 合議体の構成員が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その家事審判官が行う。

6 (略)

- 非訟事件手続法第12条 事実ノ探知、呼出、告知及ヒ裁判ノ執行ニ関スル行為ハ之ヲ囑託スルコトヲ得
- 民事訴訟法第185条 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に囑託して証拠調べをさせることができる。
 - 2 前項に規定する囑託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの囑託をすることができる。
- 民事訴訟規則第31条 受命裁判官にその職務を行わせる場合には、裁判長がその裁判官を指定する。
 - 2 裁判所がする囑託の手続は、特別の定めがある場合を除き、裁判所書記官がする。

9 事実の調査の告知

調停をすることができる事項についての審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

本文第19の9は、事実の調査の告知について提案するものである。

この点については、調停をすることができる事項についての審判事件は争訟的性格が強く、当事者の利害の対立も大きい。そのため、その審判の資料については、当事者をして十分に了知せしめ、また攻撃防御の機会を与える必要があると考えられるが、他方で、事実の調査をしても、裁判の資料となるような結果が得られなかった場合や、当事者がその内容を知っている場合にまで告知する必要はないものと考えられる。そこで、人事訴訟規則第24条等を参考に、本文のような規律を設けるのが相当であると考えられる。

調停をすることができない事項についての審判事件においても、裁判所が自ら収集した資料については、申立人はその内容を当然に知ることはできない。しかし、調停をすることができない事項についての審判事件の圧倒的多数は認容で終了していること、裁判所が申立てを却下する場合にも、申立人に不意打ちとならないように適宜釈明をする(事情により釈明義務が生ずる)と考えられること、申立て却下の決定に対しては即時抗告が認められることが多いことを考慮して、調停をすることができない事項についての審判事件については、当事者への告知を必要とはしないものとしている。

(参照条文)

- 借地非訟事件手続規則第26条 裁判所は、事実の探知をしたときは、特に必要

がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならない。

○ 人事訴訟規則第24条 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならない。

第20 調書の作成等

調書の作成等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 裁判所書記官は、証拠調べについては、調書を作成しなければならないものとする。
- ② 裁判所書記官は、審問及び事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第20は、調書の作成等の在り方について提案するものである。

- 1 本文①は、証拠調べについては、特に厳格な手続がとられていることや、証拠としての重要性にかんがみ、民事訴訟手続と同様に、調書の作成を義務付けることを提案している。なお、その場合であっても、録音装置を活用すること（民事訴訟規則第68条、民事保全規則第7条第2項参照）は考えられる。
- 2 本文②は、審問（ここでは、当事者又は第三者から事件の事実関係について直接陳述を聴取し裁判資料となる場合を指す。）及び事実の調査については、裁判官の心証形成に重大な影響を与える以上、これを記録化し、裁判官及び当事者等が閲覧等を行うことができるようにしておく必要性が高いことを考慮し、手続保障の観点から、少なくともその要旨を記録上明らかにしておくべきであるが、他方で、審問及び事実の調査の結果、判断のために意味のある資料が得られないこともあるので、裁判長の許可により作成を免じることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第10条 裁判所書記官は、家庭裁判所の手続について、調書を作らなければならない。ただし、裁判長（調停事件においては家事審判官）においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 非訟事件手続法第14条 証人又ハ鑑定人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ラシメ其他ノ審問ニ付テハ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ作ラシムヘシ
- 借地非訟事件手続規則第14条 裁判所書記官は、審問、証拠調べ及び和解については、調書を作り、事実の探知については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならない。
- 労働審判規則第25条 裁判所書記官は、労働審判手続の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。
 - 2 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、労働審判手続の調書を作成しなければならない。

- 3 (略)
- 人事訴訟規則第23条 事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を記録上明らかにしておかなければならない。
 - 民事訴訟規則第68条 裁判所書記官は、前条(口頭弁論調書の実質的記載事項)第一項の規定にかかわらず、裁判長の許可があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人(以下「証人等」という。)の陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録し、これをもって調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べるができる。
 - 2 前項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めるときも、同様とする。
 - 民事保全規則第7条 (略)
 - 2 前項の規定により調書の記載を省略する場合において、裁判長の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、録音装置を使用して前項の陳述を録取しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、録音体の複製を許さなければならない。

第21 記録の閲覧等

記録の閲覧等について、以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付(以下、この条において「記録の閲覧等」という。)を請求することができるものとする。
- ② ①の規定は、家事審判手続の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しないものとする。当事者又は利害関係を疎明した第三者は、これらの物について、家庭裁判所の許可を得て、複製することができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、当事者から家事審判事件の記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがあった場合においては、その記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。ただし、成年に達しない者の利益を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがあるときその他相

- 当でないとは認められるときは、この限りでないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から家事審判事件の記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがあった場合においては、相当と認めるときは、その記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
 - ⑤ ③の申立てを却下した審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
 - ⑥ ⑤による即時抗告が家事審判事件に関する手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
 - ⑦ 当事者又は審判を受ける者が、審判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付を求めたときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。
 - ⑧ 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は家庭裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(補足説明)

- 本文第21は、記録の閲覧等について提案するものである。
- 1 本文①は、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、記録の閲覧等を行うことができるものとすることを提案している。

調停事件が審判事件に移行した場合の、家事調停手続中に提出された資料や事実の調査の結果を記載した調書等の閲覧等に関しては、審判の資料とする以上は審判手続の記録の閲覧・謄写の規律に服し、それが調停段階で出されたものであることを理由として特別の扱いをしないことを前提としている。
 - 2 本文②は、録音テープやビデオテープ等について、記録の閲覧等と同様の規律で複製することができるものとすることを提案している。
 - 3 本文③の当事者による記録の閲覧等又は複製については、当事者に対する手続保障や事実認定の適正の確保のために、その記録の閲覧等又は複製を認めるべき必要性は高いが、他方で、当事者又は第三者の法的保護に値する利益を保障し、かつ、調査等を受ける者が安んじて調査に応ずることができるようにその秘密性を保障して事実の調査等の実効性を確保するためには、一定の例外を設ける必要があると考えられる。

そこで、当事者の手続保障の観点を重視しつつも、家事審判事件が類型的・個別的に多種多様なものであることや、基本的には訴訟手続である人事訴訟手続に比して、家事審判手続では家庭裁判所の裁量が広く認められると考えられること

から、一定の例外事由（人事訴訟法第35条第2項参照）を例示しつつ「その他相当でない」と認められるとき」との規律を設けて、記録の閲覧等に一定の例外を設けることを提案している。

- 4 本文④の利害関係を疎明した第三者による記録の閲覧等又は複製については、家事審判手続が一般公開の原則を採るべきものでないこと（第18の3〔本部会資料・22頁〕）や、手続保障の観点からも、家事審判手続外の第三者に対し記録の閲覧等又は複製を保障する必要性は当事者と比較して低いものであることから、記録の開示の適否については家庭裁判所の裁量にゆだねることとして、家庭裁判所が相当と認めるときに限り記録の閲覧等又は複製を認めるものとし、家庭裁判所の裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとするを提案している。
- 5 本文⑤及び⑥は、当事者の不服申立てに関する規律であり、当事者による記録の閲覧等又は複製の重要性にかんがみて、当該記録の閲覧等又は複製の許可の申立てを却下する審判に対しては不服申立てを認めるものとし、ただ、濫用的な不服申立てによって手続が遅延することを防止するために、原裁判所において申立てを却下することを認めるものとするを提案している。
- 6 本文⑦は、当事者又は審判を受ける者に当該事件の終局結果を記載した審判書の正本・謄本等又は事件に関する証明書を交付する際には、秘密保持についての格別の配慮を必要としないと考えられることから、その交付は家庭裁判所の許可を得る必要がなく、裁判所書記官がすることができるものとするを提案しており、その趣旨は、現行家事審判規則第12条第2項と同様である（調停において成立した合意を記載した調書等については、別途調停記録の閲覧・謄写の規律を検討する際に検討することを予定しているため、ここでは記載していない。）。
- 7 本文⑧は、記録の閲覧、謄写又は複製の拒絶について、民事訴訟法第91条第5項と同様の規律を設けることを提案している。

(注)

本文⑥による即時抗告の却下に対する不服申立てについて、どのように考えるか。

この点については、家事審判事件においては簡易・迅速な審判が要求される場面が少なからずあり、濫用的な不服申立てによる手続遅延を防止するためには、独立した不服申立てを認めるべきではなく、その当不当の判断は、本案の抗告審においてなされることにより確保するのが相当であるとも考えられるが、当事者による記録の閲覧等又は複製の重要性にかんがみ、人事訴訟規則第28条（抗告事件のみの記録を送付する。）に相当する規律を設けることで、できる限り家事審判手続が停止しないよう配慮するにとどめ、独立した不服申立てを認めるものとするとも考えられる。

(参考)

ドイツ非訟事件手続法は、その制定（1898年）当初より、事件記録の閲覧についての定めを有していたが、改正法ではその規定の整備が行われている。

第13条 記録の閲覧

- (1) 関係人は、関係人又は第三者の重大な利益に反する場合を除き、裁判所の記録を〔裁判所〕事務課で閲覧することができる。
- (2) 関係人でない者による閲覧は、その者が正当な利益があることを疎明し、かつ、関係人または第三者の保護に値する利益を害することがないときに限り、許される。民法第1758条〔養子の公開・探索禁止〕の場合においては、閲覧は禁止される。
- (3) 記録の閲覧が保障される場合においては、閲覧権を有する者は、自己の費用で、事務課に、正本、抄本及び謄本の交付を求めることができる。謄本には、申立てにより、認証をしなければならない。
- (4) 裁判所は、弁護士、公証人、関係人たる官庁に、記録をその者の職務室又は事務室において自由に閲覧することを許すことができる。証拠部分を職務室又は事務室において自由に閲覧することを求める権利は存しない。第1文による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- (5) 裁判所の記録が電子的方式によって作成された場合については、民事訴訟法第299条第3項の規定を準用する。同法第299条第3項第2文に定める電子的方法による閲覧は、公証人及び関係官庁に対しても、許可することができる。
- (6) 決定及び処分の草案、それらの準備のために供された成果物、並びに実親子関係に関わる書類は、提出され、又は写しを授受されてはならない。
- (7) 記録の閲覧に関する裁判は、裁判所がする。ただし、合議体で取り扱う事件においては、裁判長が裁判する。

(参照条文)

- 家事審判規則第12条 家庭裁判所は、事件の関係人の申立により、これを相当であると認めるときは、記録の閲覧若しくは謄写を許可し、又は裁判所書記官をして記録の正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書を交付させることができる。
- 2 当事者又は事件本人が、審判書若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは第百三十八条若しくは第百三十八条の二の規定により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は事件に関する証明書の交付を求めたときは、前項の規定にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができる。
- 非訟事件手続法第154条〔公示催告事件〕 申立人及び権利の届出をした者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の記録の閲覧若しく

- は謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。
- 人事訴訟法第35条 訴訟記録中事実の調査に係る部分(以下この条において「事実調査部分」という。)についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。
- 2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。
- 一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ
- 二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ
- 三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ
- 3 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。
- 4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の規定による即時抗告が人事訴訟に関する手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
- 6 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 借地借家法第53条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。
- 労働審判法第26条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、労働審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は労働審判事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。
- 民事調停規則第23条 当事者又は利害関係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の交付を求めることができる。但し、閲覧又は謄写については、記録の保存又は裁判所の執務に差しつかえがあるときは、この限りでない。
- 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。
- 民事訴訟法第91条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- 2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。
- 3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書

の交付を請求することができる。

4 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の職務に支障があるときは、することができない。

○ 人事訴訟規則第28条 法第三十五条（事実調査部分の閲覧等）第六項の即時抗告があったときは、前条（法第三十五条第四項の即時抗告に係る記録の送付）の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付するものとする。

2 前項の場合には、同項の記録に、抗告事件についての原裁判所の意見を記載した書面及び抗告事件の審理に参考となる資料を添付しなければならない。

申立ての取下げ制限

申立ての取下げが制限されるべきであるとする見解のみられる代表的な事件類型は、以下のとおりである。

1. 申立てが義務付けられている場合

- ・未成年後見人の選任
父又は母（民法第 841 条）、辞任した未成年後見人（同法第 845 条）、未成年後見監督人（同法第 851 条）、児童相談所長（児童福祉法第 33 条の 8）及び保護実施機関（生活保護法第 81 条）
- ・成年後見人、保佐人又は補助人の選任
辞任した成年後見人（民法第 845 条）、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（同法第 851 条、第 876 条の 3 第 2 項、第 876 条の 8 第 2 項）及び成年後見人につき保護実施機関（生活保護法第 81 条）
- ・特別代理人の選任
親権者又は後見人（民法第 826 条、第 860 条）
- ・臨時保佐人又は臨時補助人の選任
保佐人又は補助人（民法第 876 条の 2 第 3 項、第 876 条の 7 第 3 項）
- ・遺言による推定相続人の廃除
遺言執行者（民法第 893 条）
- ・遺言書の検認
遺言書の保管者（民法第 1004 条）

2. 申立人以外の者に損失を与えらるる場合

- ・遺言の確認（民法第 976 条第 4 項）

3. 必要的共同当事者の関係にある場合（一部の者による取下げ、又は相手方の一部の者に対する取下げ）

- ・遺産の分割（民法第 907 条第 2 項、同条第 3 項）

4. その他

成年後見、保佐及び補助の開始についても、申立人が自己の推薦する後見人等の候補者が選任される見込みがなくなると、成年後見等を開始するのが相当と考えられる場合であっても、開始の申立てを取り下げってしまう場合があるとの弊害が指摘されているが、この点については、職権で手続を開始できないこととのバランスをどのように考えるかといった観点からも検討する必要があると思われる。